

差止請求に係る判決等に関する情報の公表について
(埼玉消費者被害をなくす会と杉山株式会社の裁判上の和解について)

平成22年7月28日
消費者庁

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は裁判上の和解の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会（以下「原告」という。）が、呉服販売業杉山株式会社（以下「被告」という。）に対し、着物のレンタルに際し、レンタル規約におけるキャンセル料の割合が事業者の平均的損害を超えるものであるとして、当該条項の使用差止を求める訴訟を提起した事案である。

(2) 結果

平成22年7月20日、原告と被告との間で別紙のとおり裁判上の和解が成立した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司

3. 事業者等の氏名又は名称

杉山株式会社
代表取締役 杉山 弘紀

4. 当該判決又は裁判上の和解に関する改善措置情報（※）の概要

なし

（※）改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停

止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照）。

以上

和解条項

- 第1項 被告は、消費者との間で、着物レンタル契約を締結するに際し、解約時に消費者が負担する金銭（キャンセル料）について、別紙契約条項目録記載の条項を内容とする意思表示を行わない。
- 第2項 被告は、前項記載の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を直ちに破棄する。
- 第3項 被告は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布する。

記

杉山株式会社は、消費者との間で着物レンタル契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載のキャンセル料条項を含む意思表示を行いませんので、当社が当該キャンセル料条項を使用した着物レンタル契約を行うための事務一切は行わないようにし、当該キャンセル条項が記載された契約書用紙は全て破棄して下さい。

- 第4項 被告は、今後、着物レンタル契約について合理的に算定される平均的損害を超えるキャンセル料を含む内容の意思表示は一切行わない。万一、被告が使用するキャンセル条項が事業者の平均的損害を超える疑いがある場合には、速やかに当該キャンセル条項を精査し、改訂することを約する。
- 第5項 被告は、原告に対し、原告から、被告の行う契約について、問い合わせ又は協議の申し入れがあった場合には、真摯に対応することを約する。
- 第6項 被告は、今後、消費者から苦情や相談があった場合には、その解決に向けて真摯に協議に応じ、解決に努力することを誓約する。
- 第7項 原告は、その余の請求を放棄する。
- 第8項 訴訟費用は各自の負担とする。

契 約 目 録

①規約「I. レンタル料金」

5. オーダーレンタルにつきましてはご契約後のキャンセルには応じられません。

②規約「II. キャンセル料」

ご契約後キャンセルの場合は下記条件のキャンセル料を申し受けます。

契約日より

1 週間以内の場合・・・契約金額の30%

1 ヶ月以内の場合・・・契約金額の60%

2 ヶ月以内の場合・・・契約金額の80%

2 ヶ月以上の場合・・・契約金額全額